

第1章 総説

1 計画のねらい

本県では、平成23年度に策定した第9次三重県職業能力開発計画（平成23年度～平成27年度）に基づき各種の職業能力開発施策を推進してきました。

第9次三重県職業能力開発計画では、厳しい雇用情勢を背景に非正規雇用労働者に対する雇用のセーフティネットとしての職業能力開発の強化を図ると同時に、将来の成長分野を見越した人材育成の推進等に取り組んできたところです。

現在、雇用情勢は改善傾向にあり、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発のニーズは減少傾向にあるものの、非正規雇用労働者の増加、若年無業者・フリーター等の割合の高止まりなどもあり、引き続き取り組むべき課題となっています。

また、わが国の産業界においては、人口減少社会の到来や、グローバル化の進展、ICT等の技術進歩、さらに経済のサービス化による産業構造の変化やインバウンドの増加等による国際化を背景にビジネス環境、就業環境は大きく変化し、労働力不足への対応や技術革新等による生産性の向上などが新たな課題となっています。

本県についても、労働力人口の減少が経済発展の制約となる懸念がある中で、県内企業が社会経済環境の変化に対応し、成長していくために、地域や企業のニーズに応じた人材育成・確保や生産性の向上等が求められています。

こうした課題の解決に向けては、一つに、職業能力の不一致などによる求人・求職のミスマッチが問題となっている中、企業ニーズと求職者個々の特性に応じた多様な職業能力開発の機会の確保が必要です。

あわせて、労働力の「量」の不足に対応するためには、県内に人を呼び込みながら、多くの方に社会参加いただくことが必要であり、魅力的な雇用創出にあわせて多様な働き方の選択肢を広げていくことも重要です。

そのほか、生産性向上に向けては、労働力の「質」の向上も大切であり、最先端の技術に対応していくことはもちろん、効率的な働き方を進めるため、企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進による「働き方改革」も重要となります。

また、平成28年5月に伊勢志摩サミットが開催されました。本県の国際的な認知度が高まった千載一遇のこの機会に、伊勢志摩サミットの資産(レガシー)を活かし、各産業分野における事業拡大や雇用創出など、経済効果を高めていく取組が期待されています。

第10次三重県職業能力開発計画は、こうした社会経済の変化等を見据え、働く意欲のある若者、障がい者、女性、高齢者等の様々な方々が、就職や技能向上のために必要な職業能力開発に取り組むことにより、地域経済が発展し、いきいきと働くことができる三重県をめざして策定するものです。

2 計画の性格

この計画は、職業能力開発促進法第7条第1項の規定により、国が策定する「職業能力開発基本計画」に基づき、県内で行われる職業能力開発施策に関する基本的な方向付けを与える計画として策定するものです。

また、「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」(平成28年4月策定)の施策341「次代を担う若者の就労支援」、施策342「多様な働き方の推進」に基づくとともに、三重県の産業振興の方向性を示す「みえ産業振興戦略」(平成28年3月改訂)の【戦略6】ひとづくり(人材の育成・確保)、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第17条(人材の育成及び確保)等も踏まえて策定するものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。